

民間資金等活用事業推進委員会総合部会検討会（概要）

日 時：平成21年5月28日（木）13：00～14：30

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、宮本委員、今道専門委員、
小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、光多専門委員、美原専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

議事概要：

事務局より、小島敏幸専門委員が5月14日付で辞任されたことに伴い、新たに大久保伸一氏が5月15日付で専門委員に任命されたことについて報告。

山内部会長より、出席委員の数が総合部会の定足数に満たなかったため、当初予定していた第27回総合部会ではなく、検討会として議事を進めることとなった旨説明。

（1）今後の審議の進め方について

本年4月3日に開催された第18回PFI推進委員会において、当面の検討課題として、契約の標準化に取り組むことが合意されたことを受け、今後の進め方について議論を行った。まず、事務局より、今後の審議の進め方について説明。その後、委員間で意見を交わした。委員からの主要な意見は以下のとおり。

【成果物のイメージについて】

・（A 専門委員）契約の標準化に向けて議論するのは結構なこと。契約条項例を作成するに当たり、最終的な成果を条項例＋解説にするのか、ガイドラインの改定にするのかなど、イメージをすり合わせておいた方がよい。私は、一つの条項例を作成した上で、カセット式に事業によって当てはめを行っていくとよいと思う。

・（F 委員）今年11月の委員の任期までに、契約条項例・解説の作成、ガイドラインの改定をすべて行うのは難しい。まずは、ガイドラインの改定のような形で、リスク顕在化事例を踏まえた条項案と解説を作ってはどうか。

・（C 専門委員）おそらく自治体の担当の方などにとってみると、条項例という形があるものすごく実務的には楽なのではないか。その上で解説や実例があると、現実の解決にはかなりよい参考資料になる。

・（B 専門委員）ガイドラインの改定ではマーケットへのインパクトは少ない。契約条項例及びそのコンメンタルという形での解説を作成すべき。

【契約条項例作成の留意事項について】

・（E 委員）作業を行う前にどの分野の契約条項案を作成するのかを全体像をマッピングするなどして明確化しておくべき（学校とか廃物処理場といった事業分野、サービス購入型とか受益者負担型といった事業構造、事業契約・直接契約・ファイナンス契約・担保契約などの種別）

・（G 専門委員）民間事業者にとって、実施段階で契約の内容について協議が必要になったときの内容は、かなり論点が偏っている。実際に論点になる部分を中心に議論し、標準的なものをまず作るのが一番実務的だろう。その上で、実務の事例によってどんどん肉付けができるよう運用を考えていくべき。

- ・(B 専門委員) 現場では、契約書の標準化は進んでいる。多くの事業の契約書はかなり似てきている。標準的なものを一つベースとし、それを膨らませていくという形がいい。
- ・(D 専門委員) 標準型を作ることは大事。何か成果物を出すべき。まず半年間は、ハコモノを中心とした条項例を作成し、そこで余裕があれば、運営を含むものについて検討するという進め方の方がよい。
- ・(E 委員) 分かりやすく提示するということであれば、施設整備型、病院や学校のような類型、受益者負担型など 3、4 つぐらい条項例があってもいいのではないか。その中で優先して取り上げて、議論するのがよろしいのではないか。
- ・(事務局) とにかく何かたたき台を作ってみないと、なかなか見えてこない部分もあるかもしれない。いただいた御意見を踏まえ、議論の素材を複数準備させていただく。
- ・(A 専門委員) 契約の根幹は実はあまり変わらないんじゃないか。もちろん支払とかはちょっと複雑になると全然違ってくる。より詳細なところは、専門分野ごとに違ってくる。しかし、英国でも根本のところは変わっていない。
- ・(E 委員) 時間的な制約があるとすれば、ある程度絞り込まないといけない。その場合、まず施設整備型と運営重視型の具体的に 2 つぐらいの基本形をまず出してやる。その次に性格別のカセットをどう加えていくか。ある程度マッピングをした上で代表的なものを取り上げて事例を提示する。さらにその上で、もし時間があれば、個別具体的に起きたトラブルの解説、対処方針のアドバイス等を行う。

【リスクの顕在化事例について】

- ・(B 専門委員) 資料 3 の事例のうち、特定事業選定の段階以前に解決しておかなければいけないことがかなりあると思う。もし何も解決されないままに契約書が結ばれ、問題が起こっているとすると、それは契約の問題ではなくプロセス自体の問題ではないか。
- ・(H 委員) 既にトラブルが発生したことであるのは間違いないということになれば、そこについてそれを防ぐためにはどうしなければだめだったのかを整理して出すことは、実務的にはかなり意味があるんじゃないか。
- ・(A 専門委員) 背景にある権利義務関係、対処した後の効果、本来どうすべきなのかなどを具体的な実例、契約内容をもとに整理すると、参考になる。
- ・(E 委員) 資料 3 を更に具体的な事例として参考資料みたいに付いていると非常にわかりやすいだろう。資料 3 のような事例を更に深めるときは、複数の条項に関わっているので、個別の条項ごとに議論するのではなく、具体事例の側面から解説していくべき。
- ・(B 専門委員) すべての問題を契約で解決できるわけではない。契約書の限界を認識した上で、契約書にどこまで決めるのかを議論すべき。
- ・(G 専門委員) どこまで詳細に書き込むかは難しい問題。あまり詳細に書くと標準化にならない。

次回、総合部会に事務局よりたたき台を提出し、議論を行うこととなった。また、委員、専門委員以外の有識者を招いて議論を行うことにつき、了承された。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681